

第29期 決算公告

2025年6月23日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号

株式会社整理回収機構

代表取締役社長 本田 守弘

第29期(2025年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	131,125	預 金	0
現 金	0	普 通 預 金	0
預 け 金	131,125	定 期 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	12	借 用 金	432,269
有 価 証 券	431,743	そ の 他 負 債	101,607
国 債	32,976	未 払 法 人 税 等	13
株 式	159,597	未 払 費 用	1,000
そ の 他 の 証 券	239,169	前 受 収 益	0
貸 出 金	41,453	未 払 納 付 金	98,185
割 引 手 形	35	リ ー ス 債 務	266
手 形 貸 付	3,790	資 産 除 去 債 務	132
証 書 貸 付	34,107	そ の 他 の 負 債	2,011
当 座 貸 越	3,520	退 職 給 付 引 当 金	118
そ の 他 資 産	17,157	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	91
未 収 収 益	74	繰 延 税 金 負 債	5,665
未 収 補 填 金	269	支 払 承 諾	758
そ の 他 の 資 産	16,814		
有 形 固 定 資 産	558	負 債 の 部 合 計	540,510
建 物	103	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	240	資 本 金	12,000
その他の有形固定資産	214	利 益 剰 余 金	48,044
無 形 固 定 資 産	3,202	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,044
ソ フ ト ウ ェ ア	3,143	繰 越 利 益 剰 余 金	48,044
ソフトウェア仮勘定	59	株 主 資 本 合 計	60,044
支 払 承 諾 見 返	758		
貸 倒 引 当 金	△ 25,455	純 資 産 の 部 合 計	60,044
資 産 の 部 合 計	600,555	負債及び純資産の部合計	600,555

第29期〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		109,584
資金運用収益	103,005	
貸出金利	1,493	
有価証券利息配当金	101,443	
預け金利	68	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3	
受入為替手数料	0	
その他の役務収益	3	
その他経常収益	6,575	
貸倒引当金戻入益	1,250	
償却債権取立益	24	
株式等売却益	1,291	
その他の経常収益	4,010	
経 常 費 用		103,934
資金調達費用	899	
預金利息	0	
借入金利息	883	
その他の支払利息	16	
役務取引等費用	176	
支払為替手数料	2	
その他の役務費用	173	
その他業務費用	0	
その他の業務費用	0	
営業経費	4,575	
その他経常費用	98,282	
貸出金償却	32	
その他の経常費用	98,250	
経 常 利 益		5,650
特 別 損 失		38
固定資産処分損	38	
税引前当期純利益		5,612
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	5,652	
法人税等合計		5,660
当 期 純 損 失		△ 48

個別注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～18年

その他 2年～16年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しており、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上する方法を用いた簡便法を適用しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 受取配当金の会計処理

受取配当金は、配当受領時に収益として計上しております。

Ⅲ. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 25,455 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「3. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

貸出債権について回収可能見込額を見積る際には、取引先の過去の支払い実績や現在の状況等を考慮しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

取引先の状況の悪化や経済環境の変化等の追加情報を評価した結果、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、貸倒引当金の追加計上が必要になる等、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 9 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	21,854 百万円
危険債権額	1,813 百万円
三月以上延滞債権額	280 百万円
貸出条件緩和債権額	13,782 百万円
合計額	37,730 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破

産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金 377 百万円が含まれております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 507 百万円

5. 当社の単体自己資本比率(5.28%)については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外(預金保険法附則第 11 条第 9 号〔新住専処理法附則第 11 条第 9 号〕)であります。

6. 関係会社に対する金銭債権総額 269 百万円

7. 関係会社に対する金銭債務総額 531,680 百万円

8. 「未収補填金」は次のものであります。

- ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 269 百万円

9. 「その他の資産」には、次のものを含んでおります。

- ・ 未収還付配当利子所得税 14,829 百万円

10. 「未払納付金」は次のものであります。

- ・ 預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,443 百万円
- ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 612 百万円
- ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 94,516 百万円
- ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,613 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 299 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 883 百万円

役務取引等に係る費用総額 0 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 98,185 百万円

2. 「その他の経常収益」には、次のものを含んでおります。

- ・ 債権回収等益 3,697 百万円
- ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 269 百万円

3. 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・ 預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,443 百万円
- ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 612 百万円
- ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 94,516 百万円
- ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,613 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併して 1999 年に発足、旧住専や破綻金融機関から譲り受けた不良債権等の回収を柱に、健全金融機関からの不良債権買取や企業再生支援業務並びに金融機関の自己資本充実のため金融機関が発行する株式等の引受・処分等を受託するなど幅広い業務を行っています。

当社は基本的に法令に基づき株主である預金保険機構の委託で殆どの業務を行うため、独自に資金調達し金融商品の保有・運用を行って収益を追求することはありません。

必要な資金はすべて法的に民間金融機関または預金保険機構により手当されており、余剰部分は期限前返済、不足部分は預金保険機構からの借入が可能であるため、当社では資産及び負債の総管理（ALM）は行っていません。また資金運用は預金保険機構への弁済または利益金納付までの短期運用（運用先を限定し安全性に十分留意）に限定されており、金利リスクを回避しております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、法令に基づき或いは預金保険機構から委託されて引受もしくは買い取ったものについては、公的な業務遂行に伴う総合収支（金融収支を含む）差額は、預金保険機構との間で納付・補填が行われることとなっているため、当社には最終損益とリスクの帰属はありません。一方、預金保険機構からの委託によらないものについては、納付・補填が行われないため、最終損益とリスクが当社に帰属することとなります。

① 有価証券

保有する有価証券の殆どが金融機関の自己資本充実のため金融機関が発行する株式等の引受等（早期健全化法、金融機能強化法）により取得した優先株や普通株およ

び信託受益権等です。なお、有価証券に関わる損益はすべて預金保険機構に帰属するため、当社は有価証券に関わる価格変動リスクを負いません。

その他の株式等は旧住専・破綻金融機関から譲渡等により取得した株式等で、預金保険機構に対する納付・補填の対象になっております。

② 貸出金

当社の貸出金は大宗が不良債権であり、個別に担保やキャッシュ・フローからの回収見込を控除した後の金額につき貸倒引当金を計上しています。なお、利息収入が見込めるものは、主として住専勘定の正常ローンです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、不良債権の性格に応じた管理・回収体制を整備のうえ回収・引当指導とその適切性のチェックは業務企画部が行っており、引当と償却の妥当性確保に留意しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

1年以内の短期運用にあたっては、安全性に十分留意した基本方針を規程で定め、運用対象先、対象資産及びライン等の具体的な運用事項は業務企画部担当役員の権限で制定しています。また運用状況は四半期ごとに取締役会に報告しています。

なお、資産と負債に関する金利リスク、期間リスクは、預金保険機構との協定により随時調達・随時返済が可能なため基本的にはありません。

(ii) 価格変動リスクの管理

時価の変動が常に生じますが、減損処理を要するものについては預金保険機構との協定に基づき補填が行われるため、当社は価格変動リスクを負いません。

(iii) 市場リスクに係る定量情報

当社では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は固定金利の貸出金です。すべてのリスク変数が一定の場合、2025年3月31日現在の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)低ければ、貸出金の時価は1百万円増加するものと考えられます。反対に金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)高ければ、1百万円減少するものと考えられます。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社が円滑な業務を遂行するために必要な資金は、すべて法的に措置されており、資金繰り及び市場流動性の面において損失を被ることはありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	32,976	32,896	△79
(2) 貸出金 貸倒引当金（△）（※1）	41,453 △25,280		
	16,173	16,264	91
資産計	49,149	49,161	11
(1) 借入金	432,269	431,781	△487
負債計	432,269	431,781	△487

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
① 非上場株式（※）	159,588
② その他の証券（※）	239,169
③ 子会社株式	9
合 計	398,767

（※）これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 国債	32,896	—	—	32,896
貸出金	—	—	16,264	16,264
資産計	32,896	—	16,264	49,161
借入金	—	431,781	—	431,781
負債計	—	431,781	—	431,781

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は期末日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しております。

いずれの時価についても、観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

借入金

約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券（２０２５年３月３１日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	32,976	32,896	△79
合計		32,976	32,896	△79

２．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（２０２５年３月３１日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

（注）市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	9
関連法人等株式	－
合計	9

３．その他有価証券（２０２５年３月３１日現在）

貸借対照表計上額が取得原価を超えるその他有価証券はありません。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
株式	159,588
その他	239,169
合計	398,758

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16,310	1,291	—
合計	16,310	1,291	—

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注 1）	30,955 百万円
貸倒引当金	6,781
ソフトウェア開発費	2,287
その他	430
	<u>40,453</u>

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △30,955

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △9,498

評価性引当額小計 △40,453

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

有形固定資産（資産除去債務） △11

受取配当金調整額 △5,654

繰延税金負債合計 △5,665

繰延税金負債の純額 △5,665 百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	2,091	1,915	1,936	1,589	287	23,134	30,955
評価性引当額	△2,091	△1,915	△1,936	△1,589	△287	△23,134	△30,955
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 250,185 円 67 銭

1 株当たりの当期純損失金額 △200 円 45 銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(※)	取引金額	科目	当事業年度末残高
親会社等	預金保険機構	被所有直接100%	破綻金融機関等の債権買取（回収等を含む）業務の受託等	資金の借入	432,469	借入金	432,269
				資金の返済	440,489		
				補填金	269	未収補填金	269
				納付金	98,185	未払納付金	98,185

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 所定の法律もしくは一般的な取引条件に基づき、公正な価額によっております。

2. 子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

3. 兄弟会社等

該当ありません。

4. 役員及びその近親者等

該当ありません。

5. 親会社の役員及びその近親者等

該当ありません。

信 託 財 産 残 高 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
金 銭 債 権	-	金銭信託以外の金銭の信託	-
そ の 他 の 金 銭 債 権	-	金 銭 債 権 の 信 託	-
現 金 預 け 金	-		
預 け 金	-		
合 計	-	合 計	-

(注1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。

(注3) 元本補填契約のある信託については、取扱残高はありません。

第29期 決算公告

2025年6月23日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号

株式会社整理回収機構

代表取締役社長 本田 守弘

連結貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	131,140	預 金	0
買 入 金 銭 債 権	12	借 用 金	432,269
有 価 証 券	431,734	そ の 他 負 債	101,607
貸 出 金	41,455	退 職 給 付 に 係 る 負 債	118
そ の 他 資 産	17,157	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	91
有 形 固 定 資 産	558	繰 延 税 金 負 債	5,665
建 物	103	支 払 承 諾	758
リ ー ス 資 産	240	負 債 の 部 合 計	540,510
その他の有形固定資産	214	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	3,202	資 本 金	12,000
ソ フ ト ウ ェ ア	3,202	利 益 剰 余 金	48,052
支 払 承 諾 見 返	758	株 主 資 本 合 計	60,052
貸 倒 引 当 金	△ 25,455		
		純 資 産 の 部 合 計	60,052
資 産 の 部 合 計	600,563	負債及び純資産の部合計	600,563

連結損益計算書 〔 2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		109,584
資金運用収益	103,005	
貸出金利息	1,493	
有価証券利息配当金	101,443	
預け金利息	68	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3	
その他経常収益	6,575	
貸倒引当金戻入益	1,250	
償却債権取立益	24	
株式等売却益	1,291	
その他の経常収益	4,010	
経 常 費 用		103,934
資金調達費用	899	
預金利息	0	
借入金利息	883	
その他の支払利息	16	
役務取引等費用	176	
営業経費	4,575	
その他経常費用	98,282	
その他の経常費用	98,250	
経 常 利 益		5,650
特 別 損 失		38
固定資産処分損	38	
税金等調整前当期純利益		5,612
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	5,652	
法人税等合計		5,660
当 期 純 損 失		△ 48
非支配株主に帰属する当期純損失		—
親会社株主に帰属する当期純損失		△ 48

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 1 社

会社名

株式会社ティーエイチアールクレジット

- ②非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

埼玉中央保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- ②持分法適用の関連法人等はありません。

- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

埼玉中央保証株式会社

- ④持分法非適用の関連法人等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は3月末日であります。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

連結注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～18年

その他 2年～16年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しており、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

4. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上する方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 受取配当金の会計処理

受取配当金は、配当受領時に収益として計上しております。

Ⅲ. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 25,455 百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「3. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

貸出債権について回収可能見込額を見積る際には、取引先の過去の支払い実績や現在の状況等を考慮しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

取引先の状況の悪化や経済環境の変化等の追加情報を評価した結果、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、貸倒引当金の追加計上が必要になる等、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅵ. 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	21,854 百万円
危険債権額	1,814 百万円
三月以上延滞債権額	281 百万円
貸出条件緩和債権額	13,782 百万円
合計額	37,733 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金 377 百万円が含まれております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 507 百万円

4. 当社の連結自己資本比率(5.28%)については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外(預金保険法附則第 11 条第 9 号〔新住専処理法附則第 11 条第 9 号〕)であります。

5. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。

- ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 269 百万円
- ・ 未収還付配当利子所得税 14,829 百万円

6. 「その他負債」には、次のものを含んでおります。

- ・ 預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,443 百万円
- ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 612 百万円
- ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 94,516 百万円
- ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,613 百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、次のものを含んでおります。

- ・ 債権回収等益 3,697 百万円
- ・ 預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 269 百万円

2. 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・ 預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 1,443 百万円
- ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 612 百万円
- ・ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 94,516 百万円

- ・ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 1,613 百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△4 百万円
組替調整額	－百万円
税効果調整前	△4 百万円
税効果額	－百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△4 百万円</u>
その他の包括利益合計	<u>△4 百万円</u>

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併して 1999 年に発足、旧住専や破綻金融機関から譲り受けた不良債権等の回収を柱に、健全金融機関からの不良債権買取や企業再生支援業務並びに金融機関の自己資本充実のため金融機関が発行する株式等の引受・処分等を受託するなど幅広い業務を行っています。

当社は基本的に法令に基づき株主である預金保険機構の委託で殆どの業務を行うため、独自に資金調達し金融商品の保有・運用を行って収益を追求することはありません。

必要な資金はすべて法的に民間金融機関または預金保険機構により手当てされており、余剰部分は期限前返済、不足部分は預金保険機構からの借入が可能であるため、当社では資産及び負債の総合管理（ALM）は行っていません。また資金運用は預金保険機構や民間金融機関への弁済または利益金納付までの短期運用（運用先を限定し安全性に十分留意）に限定されており、金利リスクを回避しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産のうち、法令に基づき或いは預金保険機構から委託されて引受もしくは買い取ったものについては、公的な業務遂行に伴う総合収支（金融収支を含む）差額は、預金保険機構との間で納付・補填が行われることとなっているため、当社には最終損益とリスクの帰属はありません。一方、預金保険機構からの委託によらないものについては、納付・補填が行われないため、最終損益とリスクが当社に帰属することとなります。

① 有価証券

保有する有価証券の殆どが金融機関の自己資本充実のため金融機関が発行する株式等の引受等（早期健全化法、金融機能強化法）により取得した優先株や普通株および信託受益権等です。なお、損益はすべて預金保険機構に帰属するため、当該商品の実質的な価格変動リスクはありません。

その他の株式等は旧住専・破綻金融機関から譲渡等により取得した株式等で、預金保険機構に対する納付・補填の対象になっております。

② 貸出金

当社の貸出金は大宗が不良債権であり、個別に担保やキャッシュ・フローからの回収見込を控除した後の金額につき貸倒引当金を計上しています。なお、利息収入が見込めるものは、主として「住専勘定」の正常ローンです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、不良債権の性格に応じた管理・回収体制を整備のうえ回収・引当指導とその適切性のチェックは業務企画部が行っており、引当と償却の妥当性確保に留意しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

1年以内の短期運用にあたっては、安全性に十分留意した基本方針を規程で定め、運用対象先、対象資産及びライン等の具体的な運用事項は業務企画部担当役員の権限で制定しています。また運用状況は四半期ごとに取締役会に報告しています。

なお、資産と負債に関する金利リスク、期間リスクは、預金保険機構との協定により随時調達・随時返済が可能なため基本的にはありません。

(ii) 価格変動リスクの管理

保有有価証券の中には、公的資本増強業務に伴うもので優先株から普通株に転換したものがあり、時価の変動が常に生じますが、減損処理を要するものについても預金保険機構との協定に基づき補填が行われるため、当社は価格変動リスクを負いません。

(iii) 市場リスクに係る定量情報

当社では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は固定金利の貸出金です。すべてのリスク変数が一定の場合、2025年3月31日現在の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)低ければ、貸出金の時価は1百万円増加するものと考えられます。反対に金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)高ければ、1百万円減少するものと考えられます。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社が円滑な業務を遂行するために必要な資金は、すべて法的に措置されており、資金繰り及び市場流動性の面において損失を被ることはありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注1参照)。

また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記

を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 其他有価証券	32,976 41,453	32,896	△79
(2) 貸出金 貸倒引当金 (△) (※1)	△25,280		
	16,173	16,264	91
資産計	49,149	49,161	11
(1) 借入金	432,269	431,781	△487
負債計	432,269	431,781	△487

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※)	159,588
② その他の証券 (※)	239,169
合 計	398,758

(※) これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券 国債	32,896	—	—	32,896
貸出金	—	—	16,264	16,264
資産計	32,896	—	16,264	49,161
借入金	—	431,781	—	431,781
負債計	—	431,781	—	431,781

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は中間期末日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しております。

いずれの時価についても、観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

借入金

約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	32,976	32,896	△79
合計		32,976	32,896	△79

2. その他有価証券 (2025年 3 月31日現在)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるその他有価証券はありません。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
株式	159,588
その他	239,169
合計	398,758

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16,310	1,291	-
合計	16,310	1,291	-

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 250,220 円 28 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額 △201 円 24 銭